

令和元年度地域における
薬剤師・薬局の機能強化及び調査検討事業

事業実施状況 次年度事業予定等

実態調査に基づく、多職種連携体制の構築及びマニュアル作成、普及による ポリファーマシー対策事業 【令和元年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業 徳島県】

現状

高齢者の薬剤に関連する問題

- 慢性疾患による多剤併用(ポリファーマシー)
- 薬の影響が疑われる事例
フレイル、転倒、認知機能低下など



実態把握や関係者の情報共有が不十分

他職種からの薬剤師への連携要望



- ・医師…… 薬剤師が主体となって、ポリファーマシー対策を
- ・歯科医師… 唾液分泌異常による嚥下困難事例と薬剤との関係
- ・管理栄養士… 薬剤が原因と思われる食欲低下や味覚異常



法改正予定の薬剤師・薬局のあり方を踏まえた
多職種連携が必要

事業の概要

現状・課題の把握

- 徳島市をモデル地域として事業を展開
- 医師・薬局薬剤師・病院薬剤師を対象にアンケート調査を実施



モデル事業



- 多職種連携による「徳島県薬剤師・薬局機能強化及び多職種連携対策協議会」の設立
- 患者情報を共有するための「多職種連携シート」の作成
- 「徳島版 多職種で活用するポリファーマシー改善マニュアル」作成



顔の見える
多職種連携の場を構築

共通認識・業務の簡便化

多職種で問題意識を
持って患者と関わる

県全域事業

- 県民への周知・啓発
市民公開講座、お薬相談会
パンフレット、ブラウンバッグ等を活用
- 医師・薬剤師・看護師等への周知・啓発
・ポリファーマシーに関する講演会開催
・「多職種連携シート」、「ポリファーマシー改善マニュアル」の活用方法を説明



意識向上による
副作用への気づき



各地域での多職種連携による
ポリファーマシー対策の促進

薬剤師・薬局の多職種連携機能強化 → 患者の生活の質向上、医療費の適正化を図る

令和元年度事業実施状況



- 2019年10月～12月
 - ・「多職種連携シート(案)」の検討
- 2019年12月
 - ・第2回協議会開催
- 2020年1月～2月
 - ・「多職種連携シート(案)」のお試し活用・修正
 - ・雑誌・新聞による県民への周知
- 2020年1月～3月
 - ・啓発用パンフレットの作成
 - ・「お薬相談バッグ」の作成・配布
 - ・「多職種のための医薬品適正使用マニュアル」作成
 - ・「多職種連携シート」作成
- 2020年3月
 - ・第3回協議会開催

次年度事業について

◆「多職種連携シート」を県下全域で活用



多職種への周知・活用方法の説明

- ・関係団体における研修の場を活用
- ・関係団体ホームページ
- ・関係団体広報誌など



医薬品医療機器法の改正に ついて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の概要

改正の趣旨

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、制度の見直しを行う。

改正の概要

1. 医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善

- (1) 「先駆け審査指定制度[※]」の法制化、小児の用法用量設定といった特定用途医薬品等への優先審査等
※先駆け審査指定制度 … 世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、優先審査等の対象とする仕組み
- (2) 「条件付き早期承認制度[※]」の法制化
※条件付き早期承認制度 … 患者数が少ない等により治験に長期間を要する医薬品等を、一定の有効性・安全性を前提に、条件付きで早期に承認する仕組み
- (3) 最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し
- (4) 継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入
- (5) 適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子的な方法による提供の原則化
- (6) トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け 等

2. 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し

- (1) 薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務
薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務 } を法制化
- (2) 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局[※]の知事認定制度（名称独占）を導入
※①入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）
②がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）
- (3) 服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を規定 等

3. 信頼確保のための法令遵守体制等の整備

- (1) 許可等業者に対する法令遵守体制の整備（業務監督体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の義務付け
- (2) 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設
- (3) 国内未承認の医薬品等の輸入に係る確認制度（薬監証明制度）の法制化、麻薬取締官等による捜査対象化
- (4) 医薬品として用いる覚せい剤原料について、医薬品として用いる麻薬と同様、自己の治療目的の携行輸入等の許可制度を導入 等

4. その他

- (1) 医薬品等の安全性の確保や危害の発生防止等に関する施策の実施状況を評価・監視する医薬品等行政評価・監視委員会の設置
- (2) 科学技術の発展等を踏まえた採血の制限の緩和 等

施行期日

令和2年9月1日（ただし、1.(3)のうち医薬品及び再生医療等製品について、1.(5)、2.(2)及び3.(1)(2)については令和3年8月1日、1.(6)については令和4年12月1日、3.(4)については令和2年4月1日）

薬剤師の業務に関する規定の見直し ー対人業務の充実ー

主な対人業務

処方内容のチェック（重複投与・飲み合わせ）、処方提案

調剤時の情報提供、服薬指導

調剤後の継続的な服薬指導、服薬状況等の把握

服薬状況等の処方医等へのフィードバック

在宅訪問での薬学的管理



➡ **調剤時に加えて、調剤後の服薬指導、継続的な服薬状況等の把握も義務として規定**

➡ **努力義務として規定**
(医療法においても、医師から薬剤師等に対して同様の規定あり)

主な対物業務

処方箋受取・保存

調製(秤量、混合、一包化)

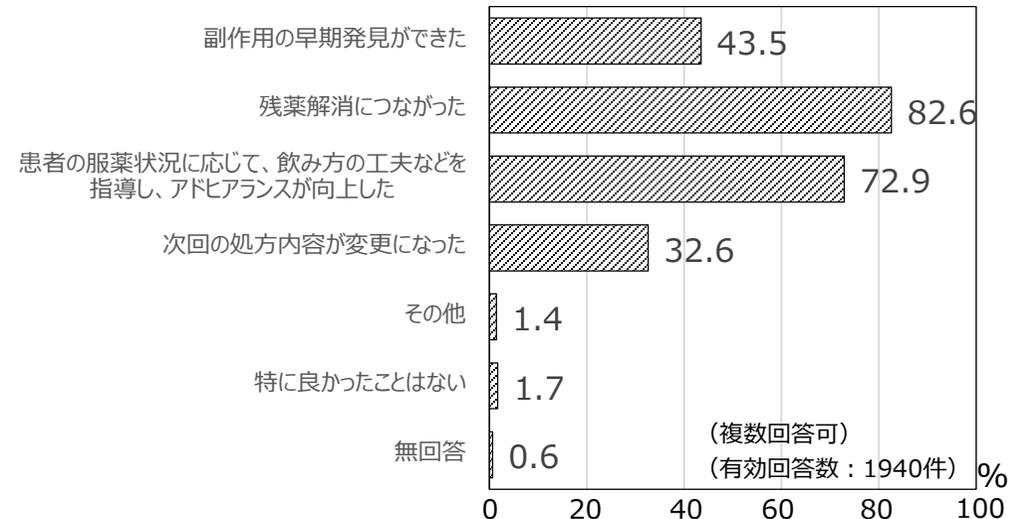
薬袋の作成

監査（交付する薬剤の最終チェック）

薬剤交付

在庫管理

● 調剤後に患者情報を継続的に把握する取組を行っていて良かったこと



(平成30年度「かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査」の薬局調査より)

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

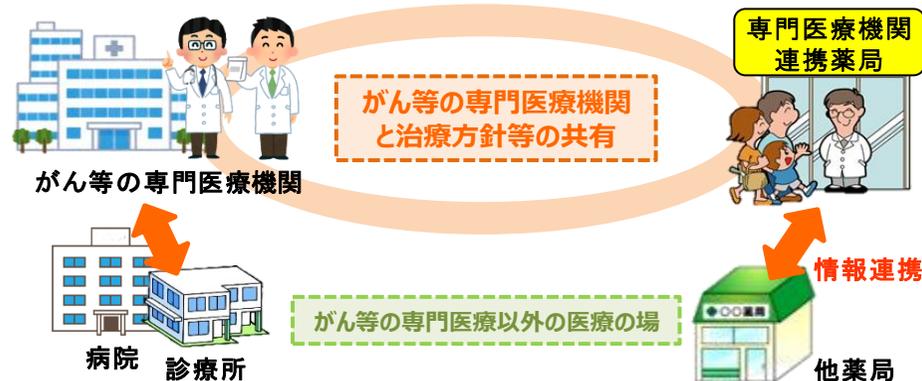
患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。